

4月1日から

市役所の組織・機構が変わりました

市の第7次総合計画に掲げた将来像「水・みどり・人がきらめく 安心のまち 活力のあるまち 土浦」の実現を目指し、時代の変化に対応した簡素で効率的な組織に再編します。

☎ 行政経営課(☎826-1111 内線2384)

組織の増減

	部数	局数	課・署数	室数	係数	合計	増減率
平成21年4月1日	8	5	49	18	117	(A) 197	—
平成22年4月1日	8	5	49	17	116	195	—
増減数	0	0	0	△1	△1	(B) △2	△1.0% (B/A)

組織・機構の見直し内容

平成21年4月1日		平成22年4月1日	
市長公室	財政課 — 予算係 理財係	市長公室	財政課 — 財政係
総務部	総務課 — 総務統計係 文書法制係 人権推進係 危機管理室 定額給付金事業推進室	総務部	総務課 — 総務統計係 文書法制係 人権推進係 危機管理室
都市整備部	建築指導課 — 指導係 審査係	都市整備部	建築指導課 — 建築係 宅地係

学生の方で国民年金保険料の納付にお困りの方は、

学生納付特例制度がご利用いただけます!!

学生納付特例制度とは、在学中の保険料を社会人になってから納めることのできる制度です。

保険料の納付が困難なときは、市の国民年金担当窓口などで申請し、年金事務所から承認を受けると、その期間の保険料の納付が猶予されます。



対象となる学生は

大学、短大、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校(各種学校は、修業年限が1年以上で都道府県知事の認可を受けている学校)などに在学する20歳以上の学生の方で、本人の前年の所得が118万円以下のときに対象となります。

承認期間は

4月または20歳誕生月から翌年3月までで、申請手続きは毎年度必要です。

手続きに必要なもの

- ① 年金手帳
- ② 平成22年度有効の学生証または在学証明書(コ

ピー可)

- ③ はんこ(本人が申請するときは必要ありません)
 - ④ 会社などを退職されて学生になった方は、雇用保険被保険者離職票など(コピー可)
- ※承認期間は障害基礎年金または遺族基礎年金の受給資格期間に算入されます。
 ※学生納付特例の承認を受けた期間で10年以内の期間はさかのぼって保険料を納めること(追納)ができます。ただし、申請した年度から数えて3年度以降に追納するときは、当時の保険料に加算金がつきます。
 ※申請手続きは、土浦年金事務所でもできます。

☎ 国保年金課国民年金係(☎826-1111 内線2440)
土浦年金事務所(☎824-7121)